

第12回 (仮称) 市民センター建設市民懇談会 会議録

- 1 日 時 令和4年11月30日(水曜日) 14:00~15:00
- 2 場 所 福島市役所本庁舎4階 庁議室兼防災対策室
- 3 出席者 山口哲子会長、牧田実副会長、佐藤玲子委員、池澤龍三委員、引地洲夫委員、舟山信悟委員、藤田修一委員、阿部隆夫委員、佐藤祀男委員、阿部國治委員、原田紀之委員、霞朝子委員、阿部勢津子委員、菅野真委員

4 内 容

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

5 概 要 議事内容について事務局説明後、質疑応答・意見交換

6 委員の主な発言

○委 員

2階の親子フリースペースについて説明では入口に10センチの段差があるということだったが、図面では15センチになっており、変わったということか。

○事務局

設計図面の作成段階では15センチの段差だったが、現段階では10センチとして進めている。

○委 員

ユニバーサルデザインの検討委員をしており、その中でも15センチの段差は自力では越えられないという意見があった。畳とフローリングの段差さえも作らない世の中になってきているのにもかかわらず、15センチの段差と聞くと高すぎるとの印象であったので質問したが、10センチと聞いて安心した。

○委 員

これから運用についての具体的な検討を進めていくということで、お願いがある。説明資料17ページにあるような他の施設との比較について、市民センターのイメージをしていくとA0Z(アオウゼ)と重なる部分が多いので、できれば比較の中にA0Zも入れていただきたい。

○委 員

説明資料12ページの平面図を見たとき、西側にあるエレベーターを降りて南東にある314講義室にたどり着くには、相当慣れてないと難しい。サイン計画では、一見、格好よく小さい文字で書きがちで、白地の壁に白っぽいグレーで書いて、見づらくなるのがよくあるが、実際の使い勝手を考えて、体裁ではなくて、皆さんがきちんとたどり着けるようなサイン計画を検討してもらいたい。

サイン計画が、その建物の善し悪しを決める可能性も高いと思うので、そこはいろいろと頑張っていたきたい。

○委員

今お話いただいたサイン計画については、障がい団体の代表としても賛同する。それから、別添資料の30番目のところに、利用者向けガイドブックについての記載があるが、わかりやすい案内の作成に際して、様々な障がいをすべてクリアするのはなかなか難しいとは思いますが、できれば、障がいのある方にもわかりやすいガイドブックにしていきたい。また、決定する前には当事者の方々にも見ていただき、ご意見をいただけるような機会を設けていただきたい。

○委員

部分的にしか使わない場合の節電ができるような設計になっているかを建てる前のある程度検討してもらいたい。A0Zの話が出たが、もともとシニア向けの施設ではあったが、青少年にも開放するようになり、今や青少年が集まることで非常に活性化しているので、その点も参考にして検討を進めてもらいたい。

○委員

3階の会議室は休日及び夜間の開放という説明があったが、やはり、平日の月曜日から金曜日の日中は空いていても使えないと解釈してよいのか。

○事務局

現段階で公の施設として3階をどのように整理するかを検討しているが、時間を指定して公の施設にするとすると、その時間指定されてない時間、いわゆる日中に関しては市役所の会議室として使っている時間帯は、公の施設ではなくなり、使用料金等の定めができなくなることから仮に空いていたとしても、同じように貸し出しはできないのではないかと考えている。ただ、今後法務関係の協議の中で詰めていく課題でもあり、現段階ではっきりとした方針をお示しできないが、前述のような想定をしている。なお、補足ではあるが、本庁舎にも会議室がいくつかあるが、業務を行う上では不足の状態、市民会館を利用することが多々あり、各方面より会議室の確保について要望が出ている。そのため、実際に会議室が整備されれば、業務で使用するが多くなるのではないかと考えている。

○委員

関連して、私も以前、条例審査をやっていたが、行政財産である3階と地方自治法上の公の施設とは全く分離されるべきもので、自由に使い分けすることはできない。だから時間を区切って、その施設を公の施設に切り替えるかどうかについて私自身も大変迷っていた時期があった。そのこともあり、今回、どのように整理してくれるのか、興味津々で見ている。同様に、社会教育法の第20条の社会教育施設も本来分離しておかなくてはいけない部分であるが、その点についての説明は、現段階で避けているようではあるものの、たぶん、国に事前協

議をしている段階では、はっきりとエリアが分かれているのだろうと想像している。社会福祉法 20 条の施設の場合は、利用制限等が法律でいろいろと定まっております。今は自由な協議の中で話をしているが、結果的には相当制限が出てくるだろうと想像している。できれば、現段階で国に協議している社会教育施設のエリアなども、明らかにできればと思っているが、多分今の時点では無理なのかなと思っている。いずれは出していただきたい。

○委員

森合町に保健福祉センターがあるが、平成 10 年に開設され、健康増進室が 5 階に併設された。あそこは、当時の市長が市民の医療費を削減するべく、特に高齢者の健康増進を図ることを目的として始まった。年末年始も休みなく開いていたが、保健所になってからは休眠状態で、あれだけにぎわった施設であったため、何とかあそこの機能をこの施設で代用できないのかなと思う。今、市長もニュースポーツに力を入れ始めた中、中央地区には集会所が少なく近隣地区と合同で講習なり大会なりをやっている。現状の中央学習センターにそういう機能がないため、近隣地区に行っているが、市民センターができることで期待している。希望としては、健康増進施設ができないものかと思っている。

○事務局

保健福祉センターの健康増進室については、地震により保健福祉センターが被害を受けた関係で休止となり、さらにコロナの関係で事務室スペースを早急に整備する必要があったと聞き及んでいる。健康増進室の機能を今後どうしていくかについては、健康福祉部との協議が必要になるものと考えている。

市民センターで考えると、小ホールは、球技等はできないが、ダンスや軽運動には活用いただけると思うので、ぜひご活用いただきたい。

○委員

これから条例を制定するようになるかと思うが、市民に広く活用してもらう上で、条例上の縛りが厳しくなると使いづらくなる面も出てくる。できるだけ自由に、みんなが利用しやすいような形の、その邪魔にならないような条例整備をしてもらいたい。

○委員

今後の予定のなかで、障がいの当事者の皆さんからすると図面とか見ただけではなかなかわからない部分があり、どの段階でできるかわからないが、建設工事の現場の見学をして、使い勝手等を確認する機会を設けていただきたい。

○事務局

現場の状況を見ながら、施工会社とも調整を行い、そういった機会を計画したい。

— 以上 —